



秋田県公報

目次

条 例

秋田県国民健康保険広域化等支援基金条例(一・国保医療指導室)

この号で公布された
条例のあらまし

秋田県国民健康保険広域化等支援基金条例(秋田県条例第一号)

1 市町村の行う国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業の資金に充てるため、秋田県国民健康保険広域化等支援基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

秋田県国民健康保険広域化等支援基金条例をここに公布する。

平成十五年二月二十八日

秋田県条例第一号

秋田県国民健康保険広域化等支援基金条例

(設置)

第一条 市町村の行う国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業の資金に充てるため、秋田県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる

保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄